

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名称 東亜薬品工業株式会社

製造所の
所在地 群馬県館林市近藤町606番地

製造所の
名称 東亜薬品工業株式会社 館林工場

許可の
区分 動物用医薬品等取締規則第12条第1項第2号の区分
動物用医薬品等取締規則第12条第1項第3号の区分

許可の
有効期間 令和元年12月2日から
令和6年12月1日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓

